

令和4年度第2回権利擁護専門部会（書面開催）

1 日 時 令和5年2月1日（水）から2月20日（月）まで（意見集約期間）

2 意見等の提出のあった委員

五十嵐委員 稲阪委員 佐藤委員 白井委員 村山委員 吉井委員

3 議 題

（1）令和4年度障害者虐待防止・権利擁護研修の状況について

（2）使用者による障害者虐待の状況について

（3）地域協議会の設置状況及び対応要領の策定状況について

（4）障害者差別に関する相談の受付状況及び令和3年度広域専門指導員等活動報告書について

（5）令和5年度重点事業について

（6）その他

4 質問・意見等

議題（1）令和4年度障害者虐待防止・権利擁護研修の状況について

資料	頁	質問・意見等	委員名	事務局回答
資料 1	-	令和4年度はオンライン研修がほとんどとなっていますが、令和5年度の開催方法について、コロナが第5類に移行となるため、参集型の研修もしくはハイブリット型の研修方式を検討してもよいのかと思います。オンラインは参加しやすい一方、伝えたいことがなかなか伝わらないことがあると思います。参集型で温度感のある研修をお願いしたい。	吉井委員	研修の開催方法については、いただいた意見を参考に、より効果的な研修となるよう検討してまいります。

議題（2）使用者による障害者虐待の状況について

資料	頁	質問・意見等	委員名	事務局回答
資料 2	7	虐待が認められた障害者数が①障害種別②虐待種別共に前年比を上回っていることについて、非常に心が痛みます。	佐藤委員	事案の把握の端緒に関し、「その他労働局などの発見（労働基準監督署による臨検監督や公共職業安定所による事業所訪問などにおいて、使用者による障害者虐待に該当する事例を把握）についてのみ前年比を上回っており、職員による真摯な取組みの結果とも考えますが、御指摘は真摯に受け止め、引き続き適切な対応に努めます。
資料 2	9	使用者の範囲ですが、企業等の直接雇用の他に、就労A型、特例子会社、今問題視されてきている代行ビジネスによる雇用（農園等）も入っていますか？他にもありますか？ そうであるならば、9頁の第7表の、就労形態別に反映して欲しいと思います。	村山委員	「使用者」とは、「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」と定義されており、お示しの業態についてこれに該当すれば含まれます。業態に関わらず、就労形態は9頁第7表に示す5種類に分類されます。
資料 2	13- 15	障害者虐待の事例について、事業者に対する、事前の指導、教育が足りないためにおきている事案と考えます。周知を徹底していく必要を強く感じました。	佐藤委員	御指摘を真摯に受け止め、関係部署とも共有し、周知徹底に努めます。

議題（3）地域協議会の設置状況及び対応要領の策定状況について

資料	頁	質問・意見等	委員名	事務局回答
資料 3	2	「3 地域協議会組織体系」の障害者総合支援法に基づく協議会の位置づけも兼ねるとは、各市町村の総合支援協議会もしくはその専門部会としての位置づけと解釈して良いか？	稲阪委員	解釈のとおりです。
資料 3	3	「5 構成員について」の中の事業者37の内訳は、公共交通機関（鉄道・バス・タクシー）の事業者がそれぞれの程度参画しているのか？事業者の内訳がわかれば教えてください。	稲阪委員	把握していません。
資料 3	3	「5 構成員について」の表で、広域専門指導員の協議会参加率が、46.9%と低い。 100%を目指しているのか？そのための工夫について教えてください。	村山委員	メンバー構成は、設置主体や区域の広さ、人口規模などによって異なります。障害者差別解消法では、地域協議会のメンバーとして、国及び地方公共団体の機関のうち、医療、介護、教育など障害者施策に関連する部署をはじめ、NPO 法人などの団体、学識経験者、その他必要と認める者を示しており、メンバー構成は地域の実情に応じて決定されているところである為、広域専門指導員が 100%委員になることを目指していません。しかし、広域専門指導員は、市町村と連携して対応する立場にあるため、日頃から市町村の担当部署等と関係が築けるように、努めています。
資料 3	-	市町村地域協議会の推進に係る実態把握を実施した際に、特記すべき好事例やユニークな取組み事例があったのなら教えてください。	稲阪委員	把握していません。

議題（４）障害者差別に関する相談の受付状況及び令和３年度広域専門指導員等活動報告書について

資料	頁	質問・意見等	委員名	事務局回答
資料 4-1	2	「4 障害保健福祉圏域別取扱件数」について、取り扱い件数はゼロ件、1 件という圏域もありますが、周知活動はしているが、相談が少ないのか不明ですが、改めて活動内容の評価が必要かと思えます。	白井委員	広域専門指導員連絡調整会議の場を通じて、広域専門指導員の活動状況を協議し、次年度の活動計画に活かしており、引き続き効果的な活動に取り組んでまいります。
資料 4-1	2	差別をしたとされる相手側の詳細で、行政機関が 20% を超えている。その点で、全市町村の対応要領の作成及び協議会の設置、積極的な情報発信のある風土を早く作ってほしい。	吉井委員	市町村障害保健福祉主管課長会議等の場を通じて、対応要領の作成及び協議会設置について引き続き依頼してまいります。
資料 4-2	6	「4 相談分野と障害種別との関係」の表に、虐待が 11 件あります。 12 頁には「(注) 件数には虐待案件も含んでいるが、虐待を認知した場合、関係機関へ情報提供する事となっております・・・」と記載されているだけです。 虐待案件 11 件の対応についても、もう少し詳細に記載していただきたい。 13 頁からの相談事例と活動にも、可能でしたら記載していただきたい。	村山委員	広域専門指導員は、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための活動をする立場にあることから、障害者虐待が疑われる事例を把握した場合は関係機関に通報しており、詳細は承知していません。
資料 4-2	10	「9 相談経路別取扱件数」について、同資料 24 ページ「V 今後の課題 3 地域相談員と広域専門指導員との連携」に記載がありますが、地域相談員は多く登録されているがその存在が地域に周知されているとはいえないと感じます。具体的な連携についても再評価して活動報告に加えていただけたらと思えます。	白井委員	令和３年度に地域相談員と広域専門指導員が連携した事案は全体の 7% 程度にとどまっており、引き続きの課題となっております。周知の方法や連携の評価については今後も検討してまいります。

<p>資料 4-2</p>	<p>「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」ですが、より効果を高めるために、しっかりと検証し、場合によっては大きく改正する必要があるのではないかと。</p> <p>同条例は施行されてから十数年経っています。次の第8次計画期間中には20年を迎えます。この間に国の差別解消法が成立し、それも10年を迎えました。差別解消法成立以来、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」は差別解消法と共に、千葉県での障害者差別解消に力を発揮してきました。</p> <p>しかし、その一方で、解消法と条例の違いが分かりづらさなどの声も聞くことが多くなりました。たしかにそれぞれの条文の目的や定義などを読み比べてみると、同じようなことが、いくらかの違いをもって書かれています。この分かりにくさを整理して、たとえば両者に共通する部分については、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」上の記載を、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」と同様とし、条例独自の部分があれば書き加えるなどしてはどうでしょうか。</p> <p>国の解消法に先立って作られた条例は県民の誇りですが、分かりやすくすることで、より効果を発揮できるように思います。</p> <p>そしてもう一点。条例が特に独自のものは、個別事案を解決する仕組みです。これについては、20年になろうとする蓄積があります。これまでも何度か改正されてきた条例ですが、大きな改正を視野に入れた会議を、本作業部会の下に組織するなどして、検証、検討をはじめの時期に来ているように思います。広域専門指導員などにも参加してもらい、条例に足りないことは無いか、20年を経て作り替えた方が効果が高まる部分は無いか等を検討し、現状に即した改正を検討してはどうでしょうか。</p>	<p>五十嵐 委員</p>	<p>障害者条例につきましては、障害者差別解消法の施行に合わせ、平成28年度に障害者条例の解釈指針を改正する形で対応してまいりました。</p> <p>当該条例の改正につきましては、広域専門指導員が関係する個別事案を解決する仕組みのみならず、条例全体が見直されることとなりますので、頂きました御意見を参考にしつつ、慎重に検討してまいります。</p>
-------------------	--	-------------------	---

議題（5）令和5年度重点事業について

資料	頁	質問・意見等	委員名	事務局回答
資料 5	-	<p>「障害者虐待防止対策の推進」の事業概要の1つ、「虐待防止のための研修の実施」ですが、資料1がそれにあたると考えていいのでしょうか？</p> <p>その上での質問です。いわゆる16人研修修了者と、この行動障害支援の研修との関係を分かるようにしてほしいと思います。16人研修修了者が100人以上いらっしゃるので、十分な予算を組んで彼らを活用し、県内の行動障害支援の質をもっと高めることが、虐待防止につながるのではないのでしょうか。</p>	村山委員	<p>資料1については、お見込みのとおりです。</p> <p>いわゆる16人研修は、年間30日にわたる研修により、支援員の専門性を高め、圏域での中核的人材の育成を目指すものです。一方、行動障害者支援研修は、虐待防止を目的とした基礎的な知識を知ってもらう講義形式の研修となっており、目的・質ともに大きく異なっています。なお、16人研修の研修修了者は千葉県発達障害者支援センターによる「行動障害者支援サポーター派遣事業」の中で、サポーターとして派遣し、事業所への支援の現状や記録等を確認し、支援への指導・助言等を行っています。</p> <p>今後も行動障害者支援のサポートを行う体制を整えることで、行動障害者支援の質を高め、虐待防止につなげていきます。</p>

議題（6）その他

意見等なし